

さいたま市西区告示第 1 号

住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年 9 月 1 1 日政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、別紙の者の住民票を消除したので、同法施行令第 1 2 条第 4 項の規定に基づきこれを告示する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

さいたま市西区長 岩 崎 哲 朗

1 該当者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
登 時雄	大字指扇 5 2 4 番地 7	令和 7 年 8 月 2 6 日
大輪 賢一郎	三橋 6 丁目 1 6 1 7 番地 ボヌール 2 1 2 0 2 号室	令和 7 年 8 月 2 6 日
岡崎 脩徒	三橋 6 丁目 1 5 9 番地 須田ハイツⅡ 1 0 1 号室	令和 7 年 8 月 2 6 日
阿部 一洋	三橋 6 丁目 1 4 5 6 番地 5 ルミエール B 1 0 2	令和 7 年 8 月 2 6 日
財津 拓真	大字植田谷本 1 3 7 番地 1 加茂川団地 2 2 - 5 0 7	令和 7 年 8 月 2 6 日
小川 瑠斗	大字宝来 1 5 0 5 番地 メゾン H O U R A I 2 1 3 - C	令和 7 年 8 月 2 6 日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市西区役所区民生活部区民課記録係
- (2) 電話 0 4 8 （ 6 2 0 ） 2 6 3 4

西区役所区民生活部区民課
告示期間の期限日（９月９日）